

会議録（2024年度 第4回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日時 2024年11月18日（月） 午後1時30分～午後4時45分
- 2 場所 愛知県自治センター 入札室
- 3 出席者
（委員） 加藤委員、北野委員、小谷委員、
阿部委員、小川委員、藤森委員
（県建設局） 建設局技監、道路建設課担当課長、建設企画課担当課長
（都市・交通局） 公園緑地課担当課長
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①第3回委員会 会議録について
 - ②第3回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③第5回委員会 審議対象事業の抽出について
 - ④対象事業の審議について

【事前評価】	道路事業	4事業
【再評価】	都市公園事業	1事業
	道路事業	5事業
【事後評価】	道路事業	1事業
 - （3）閉会

1 第3回委員会 会議録について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第3回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済)

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 第5回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第4回の対象事業は、事前評価、再評価、事後評価の合計13事業である。

抽出にあたっては、第1回委員会で採用された「2024年 審議対象とする事業及び抽出方法について」に基づき行った。

事前評価の抽出について、「事前評価事業は再評価事業及び事後評価事業に優先して抽出する」、「1開催日に細事業種が同じ事業が複数ある場合は、一括審議とすることも可とする」とあるため、4事業全てを抽出し、同一事業の街路事業2事業については、一括審議として抽出した。

再評価の抽出にあたっては、進捗状況と事業内容の考慮として、「事業費や事業期間の大幅な増加の有無や、事業の見込みの判定結果」に着目した他、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、「過去の審議状況」の3点に着目した。

なお、2点目の「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」と、3点目の「過去に審議していない事業」については該当がなかった。

道路事業については2事業、街路事業については3事業ある。

進捗状況と事業内容の考慮の観点からは、事業費に大幅な増加が生じ、前回評価時点からの進捗率が低い1番の「一般国道151号(一宮バイパス)」、事業費に大幅な増加が生じている2番の「一般国道151号(宮下立体)」、事業期間と事業費に大幅な増加が生じている3番の「都市計画道路 小松原街道線」を抽出した。

なお、4番の「都市計画道路 本郷知立線」に関しては、事業期間と事業費に大幅な増加が生じ、事業実施時点からの進捗率が低いものの、社会的影響や事業内容を考慮し1番、2番、3番を抽出した。

港湾事業については2事業ある。

進捗状況と事業内容の考慮の観点からは、事業期間と事業費に増加が生じている6番の「三河港蒲郡地区」を抽出した。

事後評価の抽出にあたっては、投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目した。

街路事業2事業とも該当する事業はないが、1番の「都市計画道路 豊田則定線」は当初の計画に比べ事業費と事業期間の増加がより大きいため、抽出した。

なお、各事業、事前評価及び再評価、事後評価のバランスも確認し、以上を総括すると、「事前評価」については、1番から4番まで全てを抽出し、3番及び4番を一括審議とする。再評価から1番・2番・3番・6番の4事業、事後評価から1番の1事業を審議対象とすることを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議について

(1) 都市公園事業

【再評価】

費用対効果の算定方法

公園緑地課から説明。

[委員] 実際の便益と計算による便益の適合性に課題はあると思うが、今回の分析は簡易的な手法で問題ない。

[委員] 競合公園のB/Cは分かるか。

[県] 把握していない。各公園でB/Cを算出していれば、今後、公園課管理者に確認することはできる。

[結論] 都市公園事業の費用対効果の算出方法について、理解を得た。

① 都市公園事業：東三河ふるさと公園の審議

公園緑地課から説明。

[委員] 2023年度の利用者数がかなり減少しているが要因は何か。

[県] 2023年度の豪雨で散策路等が被災したことにより、公園施設の利用を停止

していたため利用者が減少している。

[委員] 利用者数が減少した要因を調書に記載すること。

[委員] 事業の必要性が新たに加わったとのことだったので、判定が「B」だが「A」で良いのではないか。

[県] 事業の必要性は新たに加わったり、少し高まったりしているが、大きく変化したとは判断せず「B」とした。

[委員] 便益について、減少要因もある中で前回評価から増加している要因は何か。

[県] 追加で部分供用開始したことによる影響が大きく便益が増加している。

[委員] 現状でどこの地域からの利用者が多いのか。

[県] 豊川市、豊橋市の利用者が多い。岡崎市の利用者も多いことが調査により分かっている。

[委員] 国道 23 号バイパスが開通することが今後計画されているが、今回の分析で考慮しているか。

[県] 今回の分析では国道 23 号バイパスは考慮していない。国道 23 号バイパスが開通することにより御津側の利用者の増加が見込まれる。

[委員] 調書に国道 23 号バイパスが開通することによって利用者の増加が見込まれるため、今後の周辺環境の変化を調書に記載すること。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

（２）道路事業

【事前評価】

①② 道路事業：一般国道 151 号（豊根工区）、一般国道 420 号（田峯バイパス）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 一般国道 151 号（豊根工区）の交通量は、どのくらい増えるのか。

[県] 現在の交通量が約 1,100 台/日であるが、事業後は 2,000 台/日程度になると推定している。

[委員] 落石等の危険箇所を回避するためには、費用がかかるトンネルの整備が必要なのか。

[県] 道路線形やトンネルの長さについて検討したが、現在のルートでの整備が最も経済的であると判断した。

[結論] 2 事業とも、対応方針（案）を了承する。

③④ 道路事業：主要地方道豊田安城線・豊橋下吉田線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 豊田安城線について、地震・津波対策として周辺には各種防災施設の立地とあるが、防災拠点と表記したほうがよい。また、周辺に立地しているとはいいがたいのではないか。

[県] 防災拠点に記載を修正する。安城市に立地する拠点は遠いが、豊田市の 2 施設については周辺立地といえらる考える。

[委員] 近年の衣浦港の貿易額増加の要因はなにか。

[県] 武豊町に火力発電所ができたため、大半はその燃料として増加している。その他、機械類及び輸送用機器も増加しており、内陸部から港への輸送が増加している。

[委員] 国際競争力の強化としては貿易額増加でなく、アクセス性の向上で整理するほうがよいのではないか。

[県] アクセス性の向上で整理するよう修正する。

[委員] 豊橋下吉田線に関連して、豊橋新城 SIC は大型車の通行は可能か。

[県] ETC 車載器を搭載した全車種が対象であるため、大型車も通行可能である。

[結論] 豊田安城線については、評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。豊橋下吉田線については、対応方針（案）を了承する。

【再評価】

② 道路事業：一般国道 247 号 西知多道路（青海 IC～常滑 JCT 工区）の審議 道路建設課から説明。

[委員] 有料道路事業を導入することになったのはなぜか。

[県] 暫定 2 車線整備から完成 4 車線整備へ変更したことを受け、2021 年度の事業再評価において、事業のスピードアップを図るため、有料道路事業を導入することとした。

[委員] 有料道路事業の導入箇所は常滑工区だけか。

[県] 隣接の知多市内の事業中区間も導入した。

[委員] 事業費の増額の内、材料費・人件費の割合等はどうなっているか。

[県] 2024 年度の単価について、2021 年度と比較して、鉄筋は約 1.4 倍、交通誘導員は約 1.3 倍の伸び率となっており、これらを踏まえ残事業から必要な額を計上している。

[委員] 増額の金額が大きいため、評価調書に具体的な内容を追記すること。

[県] 評価調書に具体的な内容を追記する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③ 道路事業：一般国道 259 号 植田バイパスの審議 道路建設課から説明。

[委員] 事業費の増加理由のうち、植田橋下部工の補強工事について、当路線は緊急輸送道路で防災上重要であるにも関わらず、当初に耐震補強について検討していなかったのか。

[県] 当路線の 4 車線化事業は南側から順に進めており、植田橋がある当事業は最後に整備を行う区間である。植田橋の下部工は、暫定 2 車線で整備した際に 4 車線分を設置していたことから、築造から年月が経っている。そのため、今回の道路橋示方書の改定に伴い計画を見直し、事業費が増加した。

[委員] 用地の追加購入が必要となったことについて、工法の変更が影響しているのか。

[県] 当初は交差点の手前で4車線を2車線へすりつけることとしていたが、警察との協議の中で、安全のために交差点を過ぎたところで2車線にすりつけるよう指示があったため、用地の追加購入が必要となった。

[委員] そのことは事前にわからないのか。

[県] 当初は想定していなかった。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

④ 道路事業：一般県道豊橋環状線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業費の増額の内、築堤工事と現河道の付替で6.1億円の増額となっているが、再評価時には関係機関協議がなされていたかどうか。また、築堤工事と現河道の付替の内容は、どのようなものか。

[県] 本事業区間が豊川の霞提となっており、神田川の改修に関して国土交通省の豊橋河川事務所と協議をしていたが、国の事業進捗が遅く、県の道路事業が先に施工することとなった。それにより、現道幅での河道付替工事が必要となった経緯が前回の再評価以降にあった。

[委員] 本来、道路事業でやるべきものでないならば、やらない場合はいくら減るのか出しておくのと、前回と比べて純粋にいくら増えたのかわかるものか。

[県] 順番通り先に河川が整備されると、道路事業は拡幅した河道の中で施工となるので、増額部分もあり純粋な増減は難しい。出そうとしても仮の計算となる。

[委員] であれば、減る要因もあるが、増える要因の方が多く6.1億円の増額となるという説明をした方がよい。

[県] 了解した。

[委員] 事業の必要性の変化について、「区画整理事業も進んでおり」の意味合いは、区画整理が進むと交通量が増えるという意味だと思うが、少しわかりにくいので言葉を付け足し修正すること。

[県] 了解した。

[委員] 計画交通量 14,800 台/日は、完成形での交通量か。北へ行く交通がなければこんなに多く通るのか。少し多く感じるが、どのような交通を想定した交通量か。

[県] 完成形は 4 車線であり、14,800 台/日は暫定形の 2 車線での交通量である。本路線の競合路線は国道 1 号と国道 362 号と考えており、推計結果からも交通転換をしている。豊川 IC や豊川市の市街地への行き来が多く、主要渋滞箇所指定されている、両国道を迂回して南北移動する交通によるものと考えている。

[委員] 了解した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

⑤ 道路事業：主要地方道東三河環状線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 工事費の増額について詳しく教えてほしい。

[県] 暫定 2 車線から完成 4 車線整備に変更となったため、おおむね倍額になっている。豊川を渡る橋梁における関係機関協議において、川の中に立てる橋脚について国から指導があり、橋脚の数を減らしている。その結果、上部工が頑丈な構造になった。また、物価の高騰も影響している。

[委員] 内容ごとに増額の内訳があるとよい。

[県] 記載方法を検討する。

[委員] 交通量はどのように転換しているか。

[県] 国道 362 号と現道で半分以上の転換を占める。主要渋滞箇所を避けるように転換をしている。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

⑥ 道路事業：主要地方道豊田明知線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 要対策土とは何か。また、保安林解除の必要性は事前にわからなかったのか。

[県] 要対策土は空気や水に触れると酸性水を発生させる可能性がある有害な土である。現地調査及び試験を実施して、盛土材等で使えなければ処理場へ搬出することになり、現時点では想定量として算出している。また、保安林解除については、結果として手続きに時間を要したことと、対策工事に時間がかかった。

[委員] 岐阜県恵那市明智地区の住民は買い物等で豊田市へ出ることも多く、この路線が利用されることが想定されるため、広域的にも重要であると言える。

[委員] 要対策土の対策をしないと工事が進まないのか。

[県] 掘削工事はまもなく実施である。掘削土の検査結果次第で、土をどこへ搬出するかも変わってくるため、要対策土の発生推定量を見込み、工期の延長をしている。

[委員] 要対策土についての説明を追記すること。

[県] 説明を追記する。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

【事後評価】

⑥ 道路事業：主要地方道瀬戸大府東海線（北崎第2・横根工区）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事前評価が行われていないため当初採択時の事業費の記載がないが、当初採択時の計画値があるのではないか。

[県] 採択時の計画値はある。現道2車線の道路を4車線に拡幅する事業のため

大きな増加要因はなかったが、物価上昇分などが原因で、多少の増加はあった。

[委員] 「国庫補助事業のみ事業評価の対象となっていたため、交付金事業で着手した本事業は着手時に事業評価を実施していない」との説明であったが、当初採択時の計画値があるはずなので記載すること。事業費が当初の計画値から大幅に増加しているならば問題だが、それはないと思ってよいか。また、事業期間についても大幅に延びていたということはないか。

[県] 当初採択時の計画値を確認し、記載する。

[委員] 事業費が大幅に増加していない、事業期間が大幅に延びていない前提で評価したため、もし工事費が大幅に増加していた、事業期間が大幅に延びているようであれば、修正の際に改めて議論をさせてもらいたい。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。